

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

通信販売は クーリング・オフできません!

掲示許可
有効期限9/25
西柴団地自治会

ネット通販で2千円の靴を購入した。サイズが合わなかったのですぐ返品を希望したが、「返品はできない」と言われた。クーリング・オフできないのか。

(相談者：40歳代 男性)

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については、事業者が決めた特約に従うことになります。通信販売を利用する際は、事前に返品・交換の可否や条件を必ず確認しましょう。

⚠️ トラブル防止のポイント

- ☑️ 返品可能な場合でも、期限が設けられていることもあるので、届いたらすぐに中身を確認!
- ☑️ 返品特約の表示がない場合は、8日以内(商品到着日を含む)は送料負担で返品可能!



～消費生活教室のお知らせ～

【問合せ先】「消費生活教室」担当電話 045-845-5640

令和7年8月28日(木) 13:30～15:30 「高齢者向け住まいの種類と選び方」

港南公会堂

令和7年9月16日(火) 13:30～15:30 「豊かな老後を楽しむために知っておきたい重要ポイント」 旭公会堂



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00～18:00 土日 9:00～16:45)